

❖ 保育料に関しては？

保育料（月額）

平成22年度から新市として統一された新たな基準で保育料が算出されます。
詳しくは、各市町の担当課までお問い合わせください。

特別保育の料金

平成22年度から次のとおりになります。

《特別保育の料金》

- ◆延長保育料（公立）（1日） 200円
※上限月額2,500円
- ◆休日保育料（月額） 2,000円
- ◆病後児保育料（日額） 2,000円
- ◆一時保育料（公立）
 - ・3歳未満（日額） 2,000円
 - ・3歳以上（日額） 1,500円

第3子以降の保育料

新市では第3子以降の保育料は無料になります。
(特別保育料は除く。)



《お問合せ》

栃木市 ども課 TEL21-2518
大平町 保険児童課 TEL43-9223
藤岡町 福祉環境課 TEL62-0905
都賀町 保健福祉課 TEL29-1104

❖ 介護保険に関しては？

介護保険料

平成23年度までは、現在お住まいの各市町の保険料が継続されます。

介護保険被保険者証等

合併時の住所変更等に伴う取扱いは次のとおりです。

- ◆大平町、藤岡町、都賀町の方
 - ・平成22年3月中に新しい住所の被保険者証等を郵送しますので、3月29日からは、新しいものをお使いください。
- ◆現栃木市の方
 - ・現在の被保険者証等を引き続き利用できます。

介護保険の認定申請や相談

新市の本庁、各総合支所(旧町役場)で申請や相談を行うことができますので、合併前後で変わりません。



《お問合せ》

栃木市 高齢福祉課 TEL21-2531
大平町 健康福祉課 TEL45-1788
藤岡町 健康増進課 TEL62-0904
都賀町 保健福祉課 TEL29-1104

❖ 上下水道に関しては？

新市の上下水道の料金等は次のとおりとなります。

水道料金・水道加入金に関して

料金：合併前後で変わりません。ただし、市町間で料金体系に違いがありますので、合併後5年を目途に再編していきます。
支払：合併前後で変わりません。

農業集落排水施設使用料・受益者負担金に関して

料金：合併前後で変わりません。ただし、市町間で料金体系に違いがありますので、合併後5年を目途に再編していきます。
支払：合併前後で変わりません。

下水道使用料・受益者負担金に関して

料金：合併前後で変わりません。ただし、市町間で料金体系に違いがありますので、合併後5年を目途に再編していきます。
支払：都賀町の受益者負担金の納期は変更になります。受益者負担金の納期は平成23年度から統一される予定です。

その他

- ◆受益者負担金・分担金の督促手数料は100円になります。
- ◆上下水道工事店に関して、申込みに関する手数料及び手続きについては、変更となるものがありますので、詳しくはお問い合わせください。
- ◆農業集落排水施設使用料・受益者負担金は、下水道使用料・受益者負担金の取扱いと同様です。



《お問合せ》

栃木市	水道課	TEL25-2100	大平町	水道課	TEL43-9221
	下水道課	TEL20-5711		下水道課	TEL43-9224
藤岡町	上下水道課	TEL62-0913	都賀町	水道課	TEL29-1108
				水管理課	TEL29-1109